

低炭素建築物認定申請手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

低炭素建築物認定申請手数料 (適合証添付の場合)	認定申請	計画変更 認定申請
一戸建て住宅	5,800	4,100
一戸建て住宅以外		
住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	23,800	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	52,800	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	94,700	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	119,000	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	148,000	103,000
非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	19,500	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	31,600	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	94,300	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	149,000	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	188,000	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	235,000	165,000

備考(概要)

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。

※適合証の添付がない場合は、金額が変わります。

※詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。